

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年5月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国 民 年 金	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700575号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800003号

第1 結論

平成3年4月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成7年3月まで

請求期間の国民年金保険料については、生命保険会社の外交員から「将来、国の年金は受けられなくなる。」と言われたので、納付するのをやめていた。

その後、平成7年ぐらいだったと思うが、民間の保険も危ないと思ったので、国民年金保険料の納付を再開しようと、A市役所に出向き、窓口で請求期間の国民年金保険料を4年分一括して納付した。

納付した際、窓口の男性職員から「前の2年分の未納期間は納付できないけど、この4年分は払える。」と言われたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成7年ぐらいに請求期間の国民年金保険料を4年分一括して納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料（免除期間に対する追納保険料を除く）を遡って納付することができる期間は2年とされており、このことは、4年分の国民年金保険料を一括して納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成7年4月から平成8年3月までの申請免除期間及び平成9年3月の申請免除期間に係る追納保険料、平成8年4月から平成9年2月までの期間に係る過年度保険料並びに平成9年4月から平成10年3月までの期間に係る現年度保険料について、同年3月に納付していることが確認できるところ、当該納付時点において、請求期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を一括して納付したと陳述する平成7年当時において、請求期間の国民年金保険料のうち、大半の期間は過年度保険料となること、A市は、「市役所の窓口では、現年度保険料を収納しており、過年度保険料の収納は行っていなかった。」旨回答している上、当時における過年度保険料の納付方法は社会保険事務所（当時）発行の国庫金の納付書を用いる取扱いであったことについて、請求者は、「請求期間の国民年金保険料は納付書によらず現金のみで納付したと思うが、領収証書を受け取った記憶はない。」旨陳述しており、請求者の陳述内容は、制度上の事務取扱いと符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700568号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年2月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得日が平成8年4月1日と記録されているが、同社には同年2月1日から勤務していた。

所持する雇用保険被保険者証には、資格取得日が平成8年2月1日と記載されているので、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を同日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社から提出された請求者に係る労働者名簿並びに同社及び複数の元従業員の回答により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

一方、厚生年金保険の記録において、A社における被保険者資格取得日が請求者と同じ平成8年4月1日である複数の者について、雇用保険の記録を見ると、雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも、請求者と同様に厚生年金保険の被保険者資格取得日より約2か月前の日となっている。

また、A社は、請求期間当時の厚生年金保険の加入について、入社から一定期間経過後に加入させていたと思われる旨回答しているところ、請求期間及び請求期間後6か月以内に同社における厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会し、回答のあった者のうちの二人は、同社における厚生年金保険の加入について、入社から一定期間経過後に加入させる場合があった旨回答していることから判断すると、同社では、請求期間当時、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、厚生年金保険に加入するまでに給与から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している上、同社において、厚生年金保険に加入するまでの間に当該保険料が給与から控除されていたか否かについて、前述の回答のあった二人のうち、一人は分からない旨、別の一人は控除されることはなかった旨それぞれ陳述しており、厚生年金保険に加入する前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

加えて、A社は、労働者名簿以外に請求者に係る資料を保管していない旨回答しており、このほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700517号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月9日から昭和37年3月23日まで

請求期間において、A社が所有する船舶に乗船していたが、当該期間に係る船員保険の被保険者記録がない。

船員手帳には、請求期間にA社に雇入れられていたことが記されているので、当該期間を船員保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳によると、請求者は、請求期間において、A社が所有する船舶に雇入れられていたことが記されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき船員保険の被保険者記録の訂正が行われるのは、請求者が、請求期間において、船員保険被保険者として負担すべき船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされている。

しかしながら、商業登記によると、A社は平成4年9月30日に解散している上、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、同社の解散時における事業主かつ清算人は、「当社は、廃業したため当時の資料を保管していない。」旨回答していることから、同社における請求者の請求期間に係る船員保険料の控除について、同社及び同社の事業主に確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿又はオンライン記録において、請求期間に船員保険被保険者記録がある者のうち、所在が判明した者がいない上、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者記録があり、所在が判明した二人に事情照会したが、当該二人から回答を得られないことから、同社における請求者の請求期間に係る船員保険料の控除について、これらの者に確認することもできない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿において、請求期間における被保険者証記号番号に欠番は無く、請求者に係る船員保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、船員保険被保険者として、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700545号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800002号

第1 結論

昭和28年11月18日から昭和36年12月15日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年11月18日から昭和36年12月15日まで

厚生年金保険の記録では、A社(現在は、B社)に勤務した請求期間が、脱退手当金の支給期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、請求期間を年金額に反映する厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間の脱退手当金は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年5月21日に支給決定されているところ、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から脱退手当金の裁定庁である社会保険出張所(当時)へ回答したことが記録されているほか、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における請求者の生年月日は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年2月16日に、昭和12年*月*日から同月*日に訂正されており、請求期間の脱退手当金が昭和37年5月21日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

なお、日本年金機構は、請求期間の脱退手当金に係る裁定請求書を保管していないとしており、B社は、「請求期間当時の脱退手当金に関する資料は保管していない。」旨回答していることから、請求者が請求期間当時から所持していたとする旧姓の印章が、請求者の請求期間に係る脱退手当金の請求に関する書類に押された印影と同一であるか否かを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。